

# 令和3年度 第2回調布市バリアフリー推進協議会議事録

## 開会

---

### 【事務局】

それでは、定刻となりましたので、只今から令和3年度第2回調布市バリアフリー推進協議会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、皆様に新型コロナウイルス感染症の対策について、お願いをさせていただきます。委員の皆様には、本協議会におけるコロナ対策について、事前に文書を送付しておりますが、改めて感染拡大防止のため、場内でのマスク着用をお願いいたします。

会議の時間につきましても、感染防止の観点から11時30分終了予定とさせていただきますので、御了承ください。

また、委員の皆様が質問をされる際には、マイクを席までお持ちしますが、マイクは使用の都度、消毒しましてから、次に質問をされる方にお渡ししますので、委員間でのマイクの受け渡しはお控えくださいますようお願いいたします。

なお、副会長のK委員、東京都北多摩南部建設事務所補修課長のP委員におかれましては、欠席の旨、連絡をいただいております。

また、京王電鉄バス株式会社のL委員の代理としてM様、国土交通省相武国道事務所のN委員の代理としてO様、国土交通省関東運輸局バリアフリー推進課長のS様の代理としてT様、東京都都市整備局交通企画課交通政策担当課長のU委員の代理としてV様、調布警察署交通課長のQ委員の代理としてR様に御出席いただいておりますので、御報告申しあげます。

傍聴につきましては、先着順に10人まで受け付けることとしております。予め御承知おきください。

それでは、交通対策課長の坂本から、開会の御挨拶を申しあげます。

### 【事務局】

皆さん、おはようございます。交通対策課の坂本です。本日は、年末のお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、令和3年度の第2回バリアフリー推進協議会となります。

本年度は、6月に第1回バリアフリー推進協議会を開催した後、市民部会を2回、事業者部会を1回開催し、御意見を伺いながら、バリアフリー基本構想の策定作業を進めてまいりました。今回の策定に当たっては、旧基本構想の重点整備地区2地区に加えて、京王多摩川駅周辺地区を新たに重点整備地区に位置づけることとして、作業を進めてまいりました。また、従来の2地区については、生活関連経路沿いに位置する小規模郵便局ですとか、金融機関、公園などを新たに生活関連施設に位置づけるなど、バリアフリーのさらなる充実に向けて検討を進めてまいりました。本日は、それらを取りまとめた内容を、素案として報告させていただきます。本日は、それぞれの立場から忌憚ない御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、

「委員名簿」

「本協議会の要綱」

「資料1 調布市バリアフリーマスタープラン（素案）」

「資料2 調布市バリアフリー基本構想【調布駅・布田駅・国領駅周辺地区】（素案）」

「資料3 調布市バリアフリー基本構想【飛田給駅周辺地区】（素案）」

「資料4 調布市バリアフリー基本構想【京王多摩川駅周辺地区】（素案）」

「参考資料 まちあるき点検結果」

及び本日配付しました「席次表」でございます。

このほか、「調布市バリアフリー基本構想」と「調布市バリアフリー特定事業計画」の冊子、また、それぞれの「概要版」と「こころのバリアフリーパンフレット」を机上配付させていただいております。基本構想と特定事業計

画の本冊2冊につきましては、協議会終了後に回収させていただきますので、机の上に置いたままをお願いいたします。以上の資料がお手元にお揃いでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事進行をX会長、よろしくをお願いいたします。

#### 【会長】

中央大学のXと申します。それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事に入る前に1つだけちょっと申しあげておきたいと思いますが、調布市に、今回、バリアフリーマスタープランというのと基本構想というのを中心に議論するわけですけれども、ちょっと分かりにくいと思いますので簡単に御説明します。マスタープランというのは、都市全体をカバーする計画という位置付けで、国がこの事業を数年前に発足をしました。調布市としては、その国の予算をもらってやっているわけではなくて、独自にやっているというところがございます。そして、既に過去に、調布市は、ほぼ全ての地域にバリアフリーの基本構想というのを作りました。

基本構想というのは、駅及びその周辺の1km四方ぐらいのところをプランニングして、そこで必要なところを道路特定事業、そして、道路特定事業というのは、具体的には道路のここをバリアフリーにしますよというのを特定事業といいます。それからもう1つ、鉄道の公共交通特定事業というのは、鉄道の駅をバリアフリーにするというような、そういう事業が既に行われてきています。その他の交差点関係も警察関係の事業になるわけですけれども、その部分がいったん終わって、2周目の計画に入ったという認識でよろしいのかなと思います。

そういう意味では、今回、バリアフリーの基本構想、都市全体を見渡すというのと特定の駅及びその周辺の地区、基本構想ですけども、この2つを調布市ではもう一度手掛けているというところがございますので、そういう観点から、皆さんは御議論いただければと思います。

## 議題（1） 調布市バリアフリーマスタープラン・基本構想の策定について

### 【会長】

それでは、早速、マスタープラン及び基本構想の策定についてということで、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

### 【事務局】

資料1「調布市バリアフリーマスタープラン(素案)」について説明します。

次のページに目次を示しています。

まず、序章として「バリアフリー法に関する社会的経緯と概要」、「策定の背景と目的」、「位置づけ」、「策定体制と策定の流れ」、「本市の概況」、「本市におけるこれまでのバリアフリー化の取組の概要」を示しています。

第1章「基本的な考え方」では、「国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要及び目標」、「基本理念」、「基本目標」、「基本方針」、「設定地区」を、第2章「移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の促進」では、「生活関連施設・生活関連経路の設定」、「バリアフリー方針」を、第3章「市全域におけるバリアフリー化の促進」では、心のバリアフリー、情報提供などに分類し、「バリアフリー化の促進に関する市全域の取組内容」を示しています。最後に、第4章「バリアフリーマスタープランの推進」では、「マスタープランの周知・啓発」、「届出制度によるバリアフリー化」、「当事者意見の反映に留意した継続的な評価・検討」を示しております。

1 ページを御覧ください。

まず、「1 バリアフリー法に関する社会的経緯と概要」についてです。

今日の我が国では、本格的な高齢社会の到来やノーマライゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭に置いた環境づくりが求められています。このような背景の中、平成6年に不特定多数の人たち、主に高齢者、身体障害者等が利用する建築物のバリアフリー化を進めるため、「ハートビル法」が制定されました。さらに、平成12年には、公共交通機関と駅などの旅客施設周辺を中心とした地区のバリアフリー化を推進するため、「交通バリアフリー法」が制定されました。

平成18年には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法が統合され、新たにバリアフリー法が制定されました。

平成26年に批准した国連の障害者権利条約、平成28年に施行された障害者差別解消法などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、東京2020大会の開催を契機としたさらなる取組の推進を図るため、バリアフリー法が改正されました。さらに、施設管理者によるソフト面の対策強化や心のバリアフリーのさらなる取組の推進を図るための改正も行われています。

2ページを御覧ください。改正バリアフリー法では、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を促進することとされています。また、同法では、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等の面的・一体的なバリアフリー化を推進するために市町村が作成するものとして、移動等円滑化促進方針や移動等円滑化基本構想が規定されています。

このほか、改正バリアフリー法では、基本理念が示されるとともに、新設等される旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対する移動等円滑化基準への適合義務や既存施設に対する移動等円滑化基準への適合努力義務が定められています。また、移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想制度によって、バリアフリー化事業の重点的かつ一体的な推進を図る枠組みを定めています。あわせて、心のバリアフリーの推進や当事者による評価を行うこととしています。

4ページを御覧ください。移動等円滑化促進方針、基本構想で定める事項を示しています。

5ページを御覧ください。「2 策定の背景と目的」についてです。本市では、平成9年に調布市福祉のまちづくり条例が制定され、建築物、道路、公園及び交通施設等のバリアフリー化を進めてきました。

また、平成19年2月に交通バリアフリー法に基づく調布市交通バリアフ

リー基本構想を策定し、平成22年度を目標として旅客施設やバス車両、道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進してきました。平成24年3月には、バリアフリー法に基づく調布市バリアフリー基本構想を策定し、従来の計画に加え、建築物を含めたバリアフリー化事業を設定するとともに、市としてのバリアフリーの考え方を明らかにし、市内における移動や施設利用の利便性、安全性の向上を目指した取組を推進してきました。

この旧基本構想の目標年次が令和2年度末であり、先に示したバリアフリー法に関する社会的経緯からバリアフリーのまちづくりに向けた更なる取組の推進が必要であるため、改正バリアフリー法に基づき地区設定や移動等円滑化の促進に関する事項について定める調布市バリアフリーマスタープランと令和3年度以降の移動等円滑化に向けた具体的なバリアフリー化事業を位置づける調布市バリアフリー基本構想を策定します。

6ページを御覧ください。こちらは、本計画の位置づけを示した図となります。

7ページを御覧ください。策定体制を示していますが、前回の協議会で説明した体制から変更はありません。

8ページを御覧ください。策定の流れを示しています。6月の第1回協議会后、7月6日、8月2日に市民部会を開催し、重点整備地区に新たに設定した京王多摩川駅周辺のまちあるき点検とその点検結果をふまえたバリアフリー方針の整理を行いました。

その後、8月31日に生活関連施設や生活関連経路の所管事業者を対象に事業者部会を開催し、次期バリアフリー基本構想等の策定に伴う特定事業の作成を依頼し、各事業者の特定事業を整理してまいりました。

このほか、市の庁内連絡会等を通じて市全域におけるバリアフリー化事項を整理してまいりました。

本日は、バリアフリーマスタープランの素案と各地区のバリアフリー基本構想の素案を作成したため、御確認をお願いするものです。

そして、本日の協議会での御確認をふまえて、来年の1月下旬から2月下旬まで、パブリック・コメント手続を実施します。

その後、3月の下旬に開催する第3回の協議会でパブリック・コメント手続の結果を報告し、今年度内での策定、公表を目指します。

9～23ページでは、人口や交通施設等の本市の概況を、24～27ページでは、アンケート調査・まちあるき点検・特定事業等進捗状況調査のこれまでの取組の概要を示していますが、ここでは省略します。

次に、第1章の基本的な考え方について説明いたします。29～30ページは、国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要及び目標について示しています。

31～33ページに基本理念、基本目標、基本方針等を、35ページに設定地区、36ページに改正バリアフリー法について示していますが、前回の協議会で説明した内容と重複するため省略します。

37ページを御覧ください。36ページまでのことを踏まえ、移動等円滑化促進地区は、旧基本構想における重点整備地区、展開地区及び促進地区など駅を中心とした交通結節点を含む地区を設定し、バリアフリー化を引き続き推進します。

また、重点整備地区について、旧基本構想で未完了事業がある調布駅・布田駅・国領駅周辺地区と飛田給駅周辺地区は、引き続き重点整備地区に設定します。このほか、旧基本構想で展開地区に位置付けていた京王多摩川駅周辺地区は、土地区画整理事業等の予定があることから、積極的に特定事業等の設定を検討する地区として新たに位置付けます。これらの重点整備地区については、別に定める基本構想に基づき、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。

39～44ページは、生活関連施設の抽出条件、生活関連施設の一覧、生活関連経路の設定方針を示していますが、前回協議会で説明したとおりとなります。45ページは、最新の移動等円滑化促進地区図を示しています。

47ページを御覧ください。バリアフリー方針について説明します。マスタープランや基本構想では、移動等円滑化促進地区内のバリアフリー化の促進に向け、48ページの表2の11で示しているバリアフリー化に関する主な基準等をふまえ、多様な利用者が安全に移動、利用しやすい施設整備につなげるための共通の配慮事項をバリアフリー方針として決めました。生活関

連施設等を所管する関係事業者に周知のうえ、施設等のバリアフリー化に理解、協力を求め、バリアフリー化事業の推進の中で配慮した取組を各事業者に実施していただけるようバリアフリー化を推進していきます。

また、重点整備地区内の施設設置・管理者等には、バリアフリー方針に基づき、特定事業等の位置づけを依頼しました。各重点整備地区内の区域及び特定事業等の内容は、各基本構想で示します。

49ページを御覧ください。バリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項、バリアフリー方針について、多様な利用者が安全に移動、利用しやすい施設整備につなげるため、まちあるき点検やアンケート調査等を実施し、皆様から意見を集めました。その中から、特に意見が多かった内容、協議会等で必要とされた内容について、事業種ごとにバリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項として整理しました。

なお、配慮事項には、各種基準やガイドライン等に則った内容や市独自の考え方にに基づき配慮を求める内容が含まれています。表2の12に整理した配慮事項の凡例については、48ページの表2の11に記載される移動等円滑化基準や条例等に定めがある項目に該当する場合を二重丸、ガイドライン等に定めがある項目に該当する場合を丸、このほか、まちあるき点検等で共通の課題として挙げられた意見を本市独自で設定した項目に該当する場合を星として表記しています。

50ページ以降に、二重丸、丸、星印を記載のうえ交通、道路、交通安全等の事業種ごとに共通の配慮事項を示していますので、御確認ください。

69ページを御覧ください。第3章市全域におけるバリアフリー化の促進について説明します。

市全域において、本市の関連する各取組と連携し、ハード・ソフト両面からバリアフリー化を進めることも重要です。

「1 心のバリアフリーの促進」についてです。心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを指します。マスタープラン及び基本構想が策定され、特定事業等が実施されることで、旅客施設や道路等のバリアフリー化は進みます。しかし、施設がバリアフリー化されても、歩道

上に不当に物が置かれ、歩行空間が狭められるなどの運用時の課題が残り、高齢者、障害者等の移動や施設利用を妨げない取組が必要です。また、近くにいる人の手助けや一声が、高齢者、障害者等にとって、より頼りになる場合もあり、市民一人ひとりが心のバリアフリーに対する理解を深める努力が必要です。さらに、公共施設や飲食店等においても、適切なサービスを提供できるよう施設設置管理者等による障害理解や適切な人的対応等について、職員、従業員等に教育するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすいよう施設・設備の充実等が求められます。バリアフリー法では国民の責務として、国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をすることが求められています。そのため、本市では、市民の方々に、心のバリアフリーの促進に協力いただけるよう努めるとともに、不特定多数の利用者が見込まれる施設の施設設置管理者等に、より利用しやすい環境づくりの推進に協力いただけるよう、積極的に働きかけていきます。また、基本構想では本市が主体となり、教育啓発特定事業及び人的対応・接遇に関する事業を位置付け、市全域における心のバリアフリーの促進に取り組んでいきます。としています。

「2 情報提供におけるバリアフリー化の促進」についてです。高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するためには、施設や道路のバリアフリー化を行うとともに、施設等のバリアフリーに関する情報の提供や情報アクセス、コミュニケーション支援が重要です。本市では、市民の外出時の利便性向上と地域における障害理解の促進を目的として調布市バリアフリーハンドブックを作成し、市内の公共施設のほか、医療施設や商業施設など幅広く施設のバリアフリー状況を取りまとめています。情報アクセスに関しては、高齢者・視覚障害者等が調布市ホームページを閲覧する際の配慮として、ホームページの内容を音声で読みあげる機能や、文字サイズ・背景色を変更することができる機能を導入しています。また、声の広報などの市政情報を公開するときや説明会等の開催時には、視覚障害者、聴覚障害者への配慮として、音声

情報や点字情報の提供や手話通訳を実施しています。コミュニケーション支援では、市内各施設の案内所等において、筆談具やコミュニケーションボードの設置や、手話通訳者の配置を行っています。本市では、これらの取組を市全域に展開するとともに、情報の充実、多様な利用者に対応した情報提供などに取り組んでいきます。さらに、各施設等のバリアフリー情報を掲載したバリアフリーマップの作成を検討するとともに、調布市公共サイン整備ガイドラインの考え方にに基づき、旅客施設や周辺施設等の情報について、多様な利用者に配慮した案内板や案内サインの整備を促進します。としています。

続いて、「9 福祉施策等と連携したバリアフリー化の促進」についてです。

電車やバス等の利用が困難な方の日常生活の利便を図るため、在宅であり、かつ等級等の条件を満たす障害者の方に福祉タクシー券を交付しています。これらの取組を引き続き推進していくとともに、高齢者、障害者等の移動手段の確保の更なる充実について検討します。

また、近年ではスマートフォンの普及により、アプリ開発等が進展し、情報提供手段が増えている一方で、一部の高齢者、障害者等にとっては利用が困難であることも課題となっています。

本市では、高齢者向けスマートフォン講習を実施しており、この取組を更に展開していくことにより、多様な利用者へ配慮するとともに、情報提供手段の充実について推進します。

また、交通管理者が設置する信号機について、音響式信号機や青延長用押しボタン付き信号機等の設置推進が図られていますが、一方で、近所の住民等からは、一日中、音声流れることへの不満感も出てきており、必要な時のみ音声等を発信できる機能が求められます。

最近の信号機では、歩行者が所有する小型発信機に感応して、自動的に音声発信や、青時間の延長を行う機能を有するものが整備されています。また、スマートフォンと連携して信号の色等が把握できる信号機の導入が進むことが見込まれており、これらの機能を最大限に生かすため、機器等の普及や使い方の周知等に係る取組を推進します。

紹介した内容以外も市全域で取り組むバリアフリー化の促進も記載していますので、御確認ください。

75 ページを御覧ください。第4章バリアフリーマスタープランの推進についてです。マスタープランの策定後、周知・啓発、届出制度によるバリアフリー化、当事者意見の反映、継続的な評価・検討により、マスタープランを推進していきます。

特に76 ページに示す「3 当事者意見の反映に留意した継続的な評価・検討」については、バリアフリー法において、概ね5年ごとにマスタープランに基づく整備等の実施状況について調査・分析・評価を行うよう努めることとされています。本市では、調布市バリアフリー推進協議会を引続き設置し、高齢者、障害者等の当事者や関係する事業者等と意見交換を実施し、意見の反映や相互理解の促進を図り、マスタープランの評価や必要に応じて見直しを行っていきます。

資料1の説明は以上です。

#### 【事務局】

続いて、資料2・3・4の調布市バリアフリー基本構想（素案）について説明します。

資料2の調布市バリアフリー基本構想、調布駅・布田駅・国領駅周辺地区の目次を御覧ください。まず、序章では、マスタープランと概ね同じ内容を記載しているため、説明を省略いたします。第2章では、市全域で取り組む事業、第3章ではバリアフリー基本構想の推進について示しています。

重点整備地区の基本的な方針や位置及び区域などは、マスタープランと概ね同じ内容となっているため、説明は省略します。基本構想のメインの内容となる特定事業の内容について説明します。

23 ページを御覧ください。これまで各事業者に御検討いただいた特定事業内容を基に、調布駅・布田駅・国領駅周辺地区の特定事業を位置づけました。また、旧基本構想で位置づけた特定事業のうち、未完了である事業又は継続的に実施する事業についても引続き特定事業に位置づけ、事業の推進を図ります。基本構想に特定事業を位置づけた場合、事業主体となる特定事業者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。今後、基本構想策定後1年を目途に特定事業計画を作成し、計画に則した事

業を実施するとともに、定期的に事業の進捗状況を調査していきます。

各事業に示す実施時期は、短期・中期・長期・継続・順次・検討中で示しています。

24ページ以降に、それぞれの特定事業を示しています。個別の事業内容の説明は省略します。のちほど御確認ください。

なお、資料3の調布市バリアフリー基本構想、飛田給駅周辺地区と資料4の調布市バリアフリー基本構想、京王多摩川駅周辺地区についても同様です。

75ページを御覧ください。第2章市全域で取り組む事業について説明します。第1章に示した各重点整備地区におけるバリアフリー基本構想では、設定した地区の課題を整理し、これに基づき特定事業等を位置づけています。第2章では、地区の枠組みを超えてマスタープランで示す、市全域におけるバリアフリー化の促進に基づき、本市が主体となって市全域で取り組む事業を位置づけます。

なお、第2章で示す、市全域で取り組む事業は、特定事業と同様に、取組の進捗管理を行い、段階的かつ継続的な発展を目指していきます。

また、教育啓発特定事業については、バリアフリー法に基づき、特定事業計画の作成と事業実施により、主にソフト面におけるバリアフリー化を推進していきます。実施時期の期間については、特定事業と同様になります。

76ページを御覧ください。

まず、教育啓発特定事業の欄では、総合的な学習の時間や職場体験学習等により、児童、生徒へのバリアフリーに関する教育・啓発を実施すること、様々な媒体・出前講座を活用した啓発活動を実施すること、不法占用物等の指導や看板等の違反屋外広告物の対策を実施すること。市民や職員等を対象とした心のバリアフリーの教育・啓発を実施すること、エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進することを位置づけています。

人的対応・接遇欄では、手話のできる職員等を案内所等に配置するように努めること、投票所において車いすを用意するとともに、必要に応じて階段や段差等を解消するための簡易スロープを設置すること、図書館において高齢者、障害者等に配慮したサービスを提供することを位置づけています。

次のページの情報提供欄では，必要に応じて手話通訳者等を起用し，説明会等で話す内容を同時通訳すること，本市のホームページの利用しやすさに配慮すること，「声の広報」などの市政情報や説明会の資料等において，必要に応じて音声情報や点字情報等を提供すること，投票所において筆談具やコミュニケーションボードを設置し，設置を示す案内を掲示すること，調布市公共サイン整備ガイドラインに基づき，旅客施設や周辺施設等の情報について，多様な利用者に配慮した案内板等の整備を促進することを位置づけています。

以降に示す内容の説明については省略しますが，御確認ください。

81ページを御覧ください。第3章バリアフリー基本構想の推進について説明します。基本構想の策定後，周知・啓発，特定事業計画の作成及び特定事業の実施，当事者意見の反映，継続的な評価・検討により，基本構想を推進していきます。

特に，「2 特定事業計画の作成及び特定事業の実施」について，基本構想の策定後，特定事業に位置づけられた特定事業者は，基本構想に基づく具体的な事業計画を作成し，事業を実施することがバリアフリー法で義務付けられています。このことから，調布駅・布田駅・国領駅周辺地区，飛田給駅周辺地区，京王多摩川駅周辺地区の3つの重点整備地区における特定事業者は，基本構想策定後1年を目途に，単独または共同して関係者と十分な意見交換を行い，特定事業計画を作成するとともに，事業の実施によりハード・ソフトの両面でバリアフリー化を推進していきます。

また，特定事業計画の作成時や特定事業等の実施段階においては，多様な当事者の参加による意見交換等を実施し，意見の反映や相互理解の促進を図るように働きかけていきます。

なお，内容が重複するため，2章と3章は，調布駅・布田駅・国領駅周辺地区のみに記載しています。

説明は以上になります。

【会長】

ありがとうございます。

たくさんの資料を一気に説明をしていただきましたけれども、これについて、御質問、御意見等ございましたら、お願いしたいと思います。どこからでも結構です。

Hさんが手を挙げていらっしゃると思いますので、Hさんからお願いいたします。

【H委員】

調布市視覚障害者福祉協会のHと申します。今探しているんですけど、ページ数がちょっと分からないんですけど、マスタープランのところの、音響式信号機のところだと思うんですけども。そこに、シグナルエイドというメーカーの名前が出ていたんで、これは外した方がよいような気がしました。多分、メロガイドとか、いろいろ他の機種もあるかなと思いますので、シグナルエイドと書いてしまっているものかどうか。

【会長】

72ページの9番、バリアフリーの促進っていうところですね。

【H委員】

そのシグナルエイドっていうメーカーの名前を出してよいものかどうかというところが、まず最初に気になりました。

【会長】

ありがとうございます。これについては、小型発信機、かっこシグナルエイドなどとか、他のメーカーもう1つぐらい付けといてやるという手もあると思いますので。ないと分からないかもしれないので、一応、「など」というふうにしておいた方がいいかと思います。全く外すという手もあるんですが、それだとぴんとこないかもしれないので、2つぐらいの機種を置いて、「など」にしたらどうかと。

小型発信機でも構わないとは思いますが、そこはちょっと後で考えてください。

Hさん、そういうことでいかがですか。

【H委員】

はい。

【会長】

じゃあ、対応はそういうことでお願いします。

Fさん、どうぞ。

【F委員】

調布心身障害児・者親の会のFです。すごいそもそものことを言って申し訳ないんですが、どうしても、「バリアフリーマスタープラン」という言い方と「バリアフリー基本構想」というのが分かりにくく、何回か説明を聞いていても、またどうだったかなと思ってしまう。やっぱり、市民やいろんな事業者の方によく理解していただき、推進していくものだと思うので分かりやすくしてもらいたい。

X先生の御説明を聞いて、自分なりの理解が間違っているかもしれませんが、調布市は以前から、バリアフリー基本構想の中で、かなり、こころのバリアフリーとかも含めて、市全体のバリアフリーについて推進してきたと思うんですね。そう考えると、今、「バリアフリーマスタープラン」と言っているものを、むしろ「バリアフリー基本構想」という名称にしてしまっただけで、各重点整備地区のところは、「重点整備地区に関する基本計画」とか「重点整備地区に関する基本構想」とかにした方が、名前を読んで分かるんじゃないかということが一つです。ただ、どうしても国の方針との関係で、こうしてマスタープランって言わざるを得ないのかとか、その辺が分からないところですけど。

一番はさっき言ったようにしてもらった方が分かりやすい。もしそれがどうしてもできないのであれば、せめてサブタイトル的に、～市全体に関するバリアフリーの基本指針～、～重点整備地区～というのをサブタイトルに入れるとか、御検討いただけないでしょうか。

以上です。

## 【会長】

どうもありがとうございます。これについてはちょっと私から御説明しますと、国の方でマスタープラン制度と基本構想という2つ作ったんですが、実は、英国の1968年のアーバンプランニングのときの基本構想というのは、まさにマスタープランです。マスタープランというのは文章的にやるわけで、文章だけで表して、こういう方針で都市はつくるよというのが、英国の本家本元の考え方で。そして、アーバンプランニングというと、それに図面が入ってきたりして、具体化していくというそういう流れで、そこをごっちゃにして国が作ったのは事実です。

ですから、もうごっちゃ混ぜで作っちゃったので、基本構想と言い出したときに、私はちょっと、2000年のときに言い出したときに、ストラクチャプランじゃないかと思ったんだけど、どうもそうじゃないと。国はストラクチャプランじゃなくて、具体的な絵をイメージしていて、その後、マスタープラン制度をここ3年ぐらい前に設けて、マスタープラン制度ってというのは、都市全体の流れをちょっとつくりたいと。

これを作った理由というのが、どうも基本構想をなかなか自治体で作ってくれないので、マスタープラン制度というところで取っ掛かりをまず作って、都市全域を、どこからこれからバリアフリーで攻めていくかっていうことを、全体の流れを作っていくって、その上で基本構想にいていただくという意図があってマスタープラン制度っていうのを作ったという経緯があったので、もともと言葉はぐちゃぐちゃです。

そのぐちゃぐちゃな言葉を作っちゃったから、もうこれに従ってやるしかないという現状はございますので、調布市としては、調布市マスタープランというのを、調布市都市全域のマスタープランという、そういういい方をしておくとか分かりやすいかもしれない。それから、基本構想は、特定の地域、例えば調布駅周辺の基本構想というふうに分けて、市民の方に説明していただくとうろしいのかなというふうに思いますので。Fさんの疑問については、多くの方がそう思うので、そこはちょっと整理をそういうふうにしていただけたらと思います。

他にいかがですか。Hさん。

【H委員】

たびたびすみません。Hです。基本構想の方の77ページのところに、情報提供というところで、聴覚障害者に対するのコミュニケーションボードとか、そういうのが記載されているんですけども、投票所においてです。それで、すみません、私、いつもこのところで思うんですけども、職員の対応が毎回違うので、ほんとに、投票するとき非常に時間がかかります。今回、非常にひどかったのは、一般の方の投票用紙を渡され、ほんとに私の入れたのは大丈夫だったのかってというような大きなミスがございました。そういうことも含めて、職員の視覚障害者の投票に対する対応っていうのも、どういう文章にしたらいいのかはよく分かりませんが、このところで何か加えていただくとありがたいかなというふうに思っております。

以上です。

【会長】

どうもありがとうございます。投票所における、筆談具、コミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を提示しますということで、ここはそれだけじゃうまくいかないんじゃないかということがHさんの御指摘ですので、今後、これについては対応をもうちょっと明確にしてくださいということになると思います。

これについて、市の方で、もし御意見があれば。

【事務局】

御意見ありがとうございます。ちょっと担当部局に、今あった具体的な事例の方のお話をさせていただきまして、記載の方につきましても、どういったものができるのかということについて伝えさせていただいて、対応させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

【会長】

他にいかがでしょうか。Fさん、どうぞ。

### 【F 委員】

調布心身障害児・者親の会のFです。

バリアフリーマスタープランの56ページ。市全体に共通するバリアフリー化の配慮事項ということで、歩道のところで、ぜひお願いしたいことがあります。たびたびこの委員会で発言してはいますが、建物の出入り口部分の歩道の在り方といいますか、あと交差点などでもそうですが、車道と建物の入り口をつなぐ部分が、大体車道に向かって斜めに切られてしまっているところが多いんですね。それが、歩道を歩いている人にとっては非常に歩きにくい。車道と建物や歩道の高さがそんなに違わなければさほど必要はないんですが、15cm以上あるようなところが多くて、車椅子を押している身としては、斜めになって車椅子が倒れそうになるからそこは通れないみたいなところがたくさんあります。そうしたことを適切な基準にするということ、ここに盛り込んでもらいたい。

具体例で言うと、今、わが家の近くで大きな建て替え工事があるって、自家用車の駐車場まで行く歩道が、今までは、建物の出入り口部分は、歩道を進むといったん全体が下がって平らになって、また上がるという感じに造ってくださっていたんですが、新しくなったら、全部、車道に向かって斜めに切られてしましまして、車椅子が倒れそうな形状になってしまいました。

人を介して工事の方をお願いをしましたら、「私たちは市の基準に通るようにはやっているだけです」というお答えだったんです。実際のところはどうかまでは調べてないので何とも言えませんが、もしそうなら、今までの方が通りやすかった歩道を、建物が新しくなると、市の基準でわざわざ通りにくい歩道を造るように誘導しているみたいなことになってしまいます。

後でいいので、そういったところを管轄しているのはどの部署で、建物の出入り口部分の歩道をどういうふうにしなくちゃいけないと定めているか、市の基準も後ほど教えていただきたいです。行政が作っている基準によって、わざわざ通りにくい場所ができるっていうようなことがあってはいけませんし、そういう意味では、ここに、歩道等のところの留意点としてきちんと盛

り込んでいただきたいと思います。

以上です。

#### 【会長】

今の状況については対応できそうですか。いかがですか。

#### 【J 委員】

おそらく道路管理課の関係だと思しますので、後ほどちょっと場所の確認をさせていただきながら、具体的なところを少し確認ができればと思っています。

基本的には、市内の歩道が、一定程度整備されている歩道については、できる限りバリアフリー化を今進めていこうということで、例えば、品川通りになりますけれども、そういったところでは車道を全体的に上げながら、歩道のバリアフリー化を進めています。今までは、車道と歩道に段差があってそこが一部斜めになっているようなところを、極力斜めのところがないように、車道の高さを上げながら、全体的にフラットにするような対応を、今、順次やっています。まだまだなかなか、市内全域、全部というところではありませんが、少しずつ、今そういった対応を進めていますので、少し、具体例お話しいただいたところは、後ほど確認をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

#### 【会長】

今の、道路については、道路そのものとそれから民有地の関係のところ、随分前の2010年の道路のガイドラインでは、複断面で高さ15cmの歩道を5cmまで下げて、縁石ブロックは高いまま15cmに置くっていう考え方も提示されているんですね。それを選択するか、15cmを選択するか、それがまず一つあると。

それから2つ目は、民有地の出入り口が斜めに切ってあって車が出やすいようにしているところは平たんにして、できるだけ、最後の30～40cmだけを多少斜めに切るということをやるというのが原則としてあると。その

ことが守られているかどうかという，そういう議論が一つです。

車道を上げるというのは，横断するところの細街路の車道を上げるという，そういう方向ということですよ。そこの辺を，やっぱり市民に分かるように基準をちゃんとしておいた方がよろしいのかなと。

今，道路のガイドラインは国の方で作って，そして2012年までは国の管轄でやっていたんですが，それ以降は，道路の条例化を，13年，14年ぐらいで各自治体がやったんですが，ほとんどコピー&ペーストで，全く変わらない案をやっているというのが現状です。それに基づいて，今設計されているというのが調布市ですよ。今度のガイドラインは，今検討中で，最終案が来年の13日で最終委員会が終わりますので，それ以降に出されてガイドラインという形で作られますので，2022年の4月以降には，多分，半年ぐらいかかるかもしれませんが，来年の今ぐらいには手にすることはできると思います。

ついでに，公園についても，今ガイドラインを検討中ですので，来年のやはり今ぐらいに形が見えてくるのかなというの，公園のところですよ。それから，もう1つついでに申し上げますと，教育啓発，いわゆる学習とか出前講座とか，バリアフリーのさまざまな講習会とかそういうのがあると思うんですが，それも今ガイドラインを検討中で，2回目の検討が3月までには終わると思いますので，やはり来年度お目見えすると思いますので。タイミングとしては，来年度の今ぐらいに見直しがされると，ちょうどそれをちょっと取り込めると思いますので，そこをちょっと頭の隅に置いていただけるとよろしいかなと思います。

今，Fさんがおっしゃったことは，具体的，個別で，結構そういうところがたくさん出てくると思いますので，それは個別で対応するというのを少し考えた方がよい。ここの中で具体的に書けないと思いますので。多様な問題がありますので，個別で考えるっていうのは1つあると思います。

例えば，交差点でハンプを置くと。そこに視覚障害者誘導用ブロックを敷設するとき，ハンプをどこに置くか，視覚障害者誘導用ブロックをどこに置くか，勾配をどう取るかとか，さまざまな問題があるんですね。そこはちょっとプランニングしないと無理じゃないかという，私は提案をしていまし

て、調布市としても、難しいところはプランニングを一回通して、どうやる  
ことが最適なのかを考えてからやった方がよい。

例えば、50mの区間で道路が波打ち歩道になってるっていうようなところ  
は、まさにプランニングをして、どのくらいの高さにしたらいいのかって  
いうことを検討して、民地との関係、車道との関係、それによって歩道の高  
さのベター解っていうんですか、最適解はないんです、その解を探すことが  
一番いいのかなと思いますので。個別で対応してったら、あちこちでこぼこ  
になりますので、そこはぜひ気を付けて対応していただいたらというところ  
です。そういう意味では、ちょっとプランニングが必要だという、そういう  
ところですよ。

Fさん、そういうことなので、調布市にはもうちょっと勉強して頑張っ  
ていただくということをお願いをしたいと思います。ここに書く、書かないと  
いうよりは、ガイドラインをきちっと読み込んで、特定地区に対する対応を  
しっかりやるということが特に大事っていうことですね。他にいかがか。ど  
うぞ。

#### 【C委員】

調布市の商工会でございます。この間、7月に京王多摩川のまちあるき  
をして、それでちょっと実感したことなんですけれども。今回重点整備地区  
ということになって、誠にいいなと思っているんですけれども、そのスケジ  
ュール感なんですけれども。例えば、調布市と布田駅、国領駅のバリアフリー  
の基本構想でいきますと、例えば道路の特定事業のところでは、結構短期で  
実施していこうというような内容が多いんですけれども、この間の協議会の  
ときに、京王多摩川に関してちょっと取り残されている感があるんじゃない  
かというような御意見が結構ありまして。それで今回、こちらの方のマス  
タープランに盛り込まれてはいるんですけれども、道路の特定事業のところを  
見ますと、継続、検討中、また長期でというようなことで。長期ということ  
になると、令和13年ですから、かなり、10年後ぐらいになるわけですよ  
ね。そういう意味では、もうちょっとこの辺も早め早めに、短期若しくは中  
期ぐらいで見直して、早めに整備をしてあげて、市全体が、どこのまちでも

多少バリアフリー化されているというようなイメージで持っていった方がいいんじゃないかなというふうに、私としては思っております。

【会長】

調布市の方は、それについていかがでしょう。

【事務局】

今回、京王多摩川については初めてといたしますか、今まで重点整備地区ではなかったんですけども、今回新たに重点整備地区に指定させていただこうと思っています。飛田給とか中心市街地と比べると、中心市街地は10年前から取り組んでいったところもあって、どちらかというところ、その10年間の積み残しみみたいなやつなので、残っている事業については割と短期っていうような表現にもなっているところもありますので。新たに今度、京王多摩川取り組みますので、そこはちょっとこの計画の中で進めていきたいなというふうに、今考えているところでございます。

【会長】

順次頑張って計画をされるということですので、よろしく申し上げます。他にいかがですか。Hさん。

【H委員】

基本構想の資料2の19ページ、地図付きのところですか。ここの地図、番号でいうと7番と8番について、生活関連経路のところについて。7番に関しては、今道路管理課さんと御相談をして、ここに点字ブロックを敷設するという話はできているんですけども、8番のパルコの敷地が終わると、この先市役所通りまで何にもないんですね。ここは、どこが担当してブロックを敷設していただけるのかなという質問です。

【会長】

それについてはいかがですか。

【J 委員】

今、Hさんの方からお話があった部分について、確認ですが、8番って言うのが、トリエのB館、ビックカメラが入ってる建物とパルコの間のあそこの通りでよろしいですか。

【H 委員】

はい、そうです。

【J 委員】

そこの通りについては、今、アスファルトの舗装でいったん整備が終わっていますが、駅前広場の整備が令和7年度整備完了ということで進めていますが、その整備完了時点でもう一度あそこの、今言われた、ここでいうと8番のところの整備を再度行います。その際には、今、Hさんの方からお話があったようなところについては、十分事前にいろいろ確認をさせていただいて、今の御懸念のところがないような形の整備を行う予定で担当部署に話をします。

担当部署については、街づくり事業課というところになります。以前も、街づくり事業課の方は、駅前広場の誘導用ブロックの配置であるとかそういったところで、これまでも何回かやりとりはさせていただいたと思いますので、今お話あった件については、私の方からこの担当の部署のほうに伝えてまいります。

以上でございます。

【会長】

よろしいですか。他にいかがですか。Eさん。

【E 委員】

身障協会のEです。京王多摩川を先ほど見学してきたんですけれど、京王多摩川からここまで歩きで戻ってくるのに大変な思いをしたっていうことを

お伝えしたい。途中の経路のほとんどが電柱が邪魔をして通れないという状況で、そういうことは調布市ではどういうふうに考えているかをお聞きしたいと思います。

#### 【事務局】

御意見ありがとうございます。まちあるき点検にも御参加いただいた中の御感想ということで承りました。また市民部会で、今回マスタープランを策定するに当たりまして、市全域のバリアフリー方針として、マスタープラン、資料1の47ページ以降、まちあるきですとかアンケートでいただいた意見等を踏まえて、配慮事項を整理しています。

前の基本構想では建物しかなかったところが、今回、道路につきましても、56ページ、道路のバリアフリー化の基準として、こちらに、説明繰返しになりますが、国で定められている基準は二重丸、ガイドライン的なものについては丸、さらに、まちあるきやアンケート等をいただいた中で、さらに市のもう少し踏み込んだ基準ということが欲しいというようなものに星を付けて取りまとめ、こちらを、共通の配慮事項として、市民部会で取りまとめさせていただきました。

これらを含めて、道路につきましても、我々市の部局もそうですけれども、国道や都道もありますので、市として、こういう配慮事項、市民目線でこういう形で配慮事項を考えていますよということで、基本構想の道路別の特定事業等を作る上で、こちらを提示したり、アンケートとかまちあるきの結果を御意見としてお渡しして、事業者が考えた形で、いったん資料2以降の個別の路線についての考え方を示しております。

基本構想とマスタープランを定めた後、来年度、また各事業者におかれまして、これを基に特定事業計画、各路線、道路ごとの考え方を整理していただいて計画を作ろうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### 【会長】

ありがとうございます。

おそらくEさんの御指摘は、バリアフリーのこの基本構想自体が、駅及び

その周辺にポイントがあって、駅に行き来する部分は良いけれど、駅間を移動しようとするのが結構大変なので、そのバリアフリーができてないねっていう、そういう御指摘だということで。そこはかなり手薄になっていると思いますので、少しそこも将来は意識してやってくださいという御指摘だと思いますので、よろしくをお願いします。

Aさん、お願いします。

### 【A委員】

市民委員のAと申します。バリアフリーのマスタープランに関わることなんですが、現時点で、調布駅北口のバスターミナルなんですけれども、北口のバスターミナルのところにちょうど、駅から改札の上に上るエスカレーターで来ると交番がありまして。ビックカメラとの間に、駅の地下から上がってくるエレベーターがあるんですけれども、そのエレベーターの裏側に面した北側のバスロータリーのところに、ちょうど停留所が2つぐらい続いているんですけれども、そこが停留所とそのエレベーターの壁のところでちょっと歩道が狭くなっているんですね。

そこにさらに、停留所がありますので人が並ぶと、そして、椅子もあるんですけれども、その並びが邪魔をして、点字ブロックもそこに、ちょうど歩道の真ん中ぐらいにあるんですが、まず点字ブロックを邪魔してしまう、その停留所に並ぶ人の列が。列が邪魔をするということは使える歩道の半分を占拠してしまうわけで、そうすると、点字を使えないだけでなく、わずかな、人一人が通れるような隙間で市民が移動するということになっています。現時点で、そういうことが平日でも起きています。

その停留所になるところは、深大寺に行くバス停だったりとか、あとは北口のロータリーを使っている、一番乗客使用率が多分高いであろう停留所が2つ並んでいるので、常に列ができるような状態になっています。その列は、最終的には、その先に、駅の改札口に下りるエスカレーターの方に行くところまで列が行くので、タクシーを乗ろうとする人が、場所が分からない。その列に並んでいる人がタクシーを待っている人だと思って、並んでいるっていうよ

うなことがよくあって。で、「タクシーじゃないんです。タクシーここなんでどうぞ」って言って誘導するような人がいるということが現時点で起きています。

このマスタープランの中にも、京王バス、小田急バス、公共交通機関の方は、人流を考慮して上屋を付けるとか、ベンチを付けるというふうになっていますが、それが現時点でできていないということがあります。これから南口がどんどん工事が進んでいくと思うので、同じようなことが起こると、マスタープランとそぐわないという点が後々出てくるんじゃないかというふうに懸念しています。

あと点字ブロックに関しても、今現在で85%以上は着手している、完了も45%を超えているというふうに書かれていますが、それが、先ほどHさんもおっしゃったように、適切に付けられているのか、付けた後にほんとに不便がないのかっていうことですね。付けた後に不便があるというような今のこの北口のロータリーの現状では、やはりまた付け替えるというようなことが発生してくるので、いろいろと問題が出てくると思いますので、もう少し事前に、やはり使う方と、ユーザーと一緒に検討していくということが必要なんじゃないかなというふうに感じました。よろしくお願いします。

#### 【会長】

どうもありがとうございます。

北口のバスターミナルの設計が問題で、かなり人の流れがうまくいってないんじゃないかという御指摘ですが、これについてはいかがでしょう。

#### 【J委員】

今、Aさんにいただいた御意見は、もう数多く市の方にそういった御意見をいただいているような状況です。それで、今お話のあった、駅前広場の真ん中からエスカレーターで上がってくるところ、広場口という名前になりますが、その広場口のロータリーに面した北側のところがかなり出っ張っていますので、こちら今、仮設で建物を整備していますが、こちらについても、予定でいうと令和6年度に、もう一回やり替えをした広場口、建物にやり替

えをする予定があります。

今言われたように、なるべくバス待ちの方が点字ブロックの上に乗って待ったり、人の通行の妨げにならないように、今よりももう少し空間を広げるような修正の設計を、今年、来年、2か年で行う予定になっていますので、完全に広くなる場所まではおそらく難しいかなと思いますが、現状よりももう少し広げられるような工夫をこれからやっていく予定です。

事前にその辺りの広場口の建物とバスのロータリー、その辺の位置関係を明確に確認をしながら、点字ブロックも進めていく必要があったんですが、ちょっとその部分が、今の状況では少し重なってしまっていて、利用される方には御不便をお掛けしていますが、できるだけそういった形で解消を図れるようにこれから検討を進めてまいります。

#### 【会長】

どうもありがとうございます。去年、その件で、Hさんたちと一緒に、点状ブロックをどこに敷設するかっていうのを全体の計画をチェックしてやったんですね。そして、北側の視覚障害者誘導用ブロックの位置が悪いねっていうのを全部指摘が終わって、今度の改修のときにちゃんとやりましょうっていうのを、前任者の頃にやったというところですよ。

#### 【A委員】

すいません、そうしましたら、今、現状で、市民からやはり多くの声が挙がっているということであれば、現状で何かできる手立てがないのかということですね。まず、車椅子は通れません。ベビーカーも通れません。そして、ブロックが機能していませんので、視覚障害者の方が通れません。そうすると、今ブロックがない広場のエレベーターの方をぐるっと回っていかなきゃいけないっていうことになると、それは本末転倒になると思うので、今すぐに何かできる手だて。素人が考えれば、停留所に並ぶ位置を、ここですよっていうふうにもう少し道路際に並べるような、何か誘導するものがあれば、この点字ブロックは私は使えると思っているんですけども。

何年か先まで、市民が使いにくいその道を通らなきゃいけないっていうこ

とは、事故にもつながるなって思っていますし、やっぱり人と人がぶつかりますから、勢いよく来られたら弱い人が飛ばされてしまうという危険性がすごくあるなというふうに思っていますので。私自身も内部障害があるので、突然来られたら対応し切れないので、そういうことも考えると、早急にできる手だてをした上で、今後のスケジューリングしていただけるといいかなと思います。

#### 【会長】

今の問題は多分設計自体で、人の流れを考えずに設計した駅前広場計画が基本的にあって、その流れを変えるのがこれからというところですね。だから、令和7年ぐらいにはそこを変えるという、まあ時間がかかるっていうことですね。

#### 【J委員】

最終的な工事までまだ時間がしばらくかかります。今、Aさんおっしゃったようないろんな工夫、何ができるかっていうのをもう一度考えて、今言われたようなことがなるべく発生をしないような、そういった取り組みはちょっと考えていきたいと思います。

#### 【会長】

ありがとうございます。

他にいかがですか。Fさん、どうぞ。

#### 【F委員】

親の会のFです。資料4、バリアフリー基本構想の、京王多摩川駅周辺地区について。7ページで、京王多摩川駅周辺の現状の評価が書いてありますが、例えば、各公共交通の移動等円滑化で、「エレベーターや車椅子利用者用トイレの設置、視覚障害者誘導用ブロックの敷設、基本的なバリアフリー整備がされており」と書かれていて、確かにこのこと自体は間違いではないんですが、別のページにまちあるき点検で出た意見がいっぱい書かれています

けれど、まちあるきに参加した身としては非常に違和感がある。

やはりエスカレーターはないですし、エレベーター1個なので止まってしまえば上下の移動もできないし、階段の蹴上げの感じもちょっと急に思うところもあったりします。トイレも、一般のトイレが和式の1か所しかないので、車椅子用トイレが空いていないことが多いという話も聞きましたし、かなりバリアフリー上は課題の多い駅です。最大はホームが曲がっていることによって、電車とホームの隙間が大きくあって危ないということなんですけれど。やはりそういうことは、まちあるきでも、あと、市のアンケートの評価もかなり厳しい。市内の駅の中では最も大変さが多い駅だったと思うんです。やはり、ここにまとめる上では、そういう課題がはっきり分かるようにまとめてほしいです。

(2)の道路についても、十分な幅員が確保されてないところもありましたし、幅員があっても、先ほど言ったように建物から道路に向かって相当な傾斜があるところも多かったです。非常に整備が不十分だと思いました。現状の評価を、せっかくまちあるきもしたわけですし、アンケートも取ったので、しっかりポイントを反映できるように書いてもらいたい。

それから、この計画で、今後どうしていくかなんですが、やはりここに総合福祉センターを移転する計画があるってということで、まだ確定じゃないから書かないのか、その辺の市の考え方がよく分からないんですが、やっぱり、それが予定されているからより一層、他の地区にも増してきめ細やかな配慮したバリアフリーが求められるみたいなことを、私は本来入れてほしいです。そういう計画もあるし、なおさらもっとちゃんと整備しましょうというふうに思っております。ですから、先ほど言った現状の部分と、あと総合福祉センターの移転との関係については盛り込む予定がないのかどうか、ここは伺いたいです。

以上です。

#### 【会長】

京王多摩川は、利用者の感覚とかなりずれて書かれているけれど、いかがなものでしょうかという御意見ですね。これについてどうしますか。

## 【事務局】

特に京王多摩川だけ意識して記載するっていうことではないので、3つの地区とも同じ考え方で記載していますので。特に公共交通の京王多摩川駅については事実を少し述べているっていうところですし、道路等についても、いただいた意見については事業者のほうに戻して、特定事業の中で記載していただいていますので、他の地区同様の扱いはしているつもりです。

総合福祉センターについては、それ自体がここで議論すべきことでもないかなっていうふうに思っていて、京王多摩川駅周辺を重点整備地区に今回位置付けたっていうのは、まちづくりが進み、土地区画整理事業も行われるっていうことも想定されているので、今回重点整備地区に加えたということですので。なので、移転ありきとかそういうことではないので、そういったふうに考えていただければなと思います。

## 【会長】

どうもありがとうございます。

京王多摩川駅は、カーブがあるので、本来鉄道駅が造っちゃいけないような場所なんですけど、そういうところに造っちゃったってところがあります。飯田橋駅と同じですよ。あそこは飯田橋って駅なかったんですけども、後で造っちゃったもんだから、プラットホームと車両との間が30cmから40cm空いちゃったり、高さがあったり、そういう場所であるということは、まず書いといた方がいいと思いますね。だから、鉄道がそういう状況にある。

河川沿道なので、地形も結構きついところがありますよね。地形のきつさと鉄道駅の曲線が相当きついので、これを直せっていうのはかなり大変なことなだけで、こういう条件下でバリアフリーの今回の整備をやったので、それが書かれてないんですよ、何にも。だから、それは書いといた方がいいと。そういう条件下でやっているのだから、同じ整備をやろうとしても、かなり努力をしないと到達できないんだってことが見えてないんです。そこが抜け落ちているんですよ。そこを前段のほうで書けばいいんです。そうす

ると、流れがよく分かりますので。

それから、今後の内水氾濫とか河川の洪水とかで、決壊で洪水になるとか、そういう危険性もはらんでいる地区というところもあるので、その3つぐらいをちゃんと書いといて、その上でのバリアフリーなんだということですね。それから、京王多摩川としても、乗降客がそれほど多くないので、投資が、例えば調布から比べれば後回しになる、そういうような駅でもあるんですね。だから乗降客が少ないところに加えて、かつ、地形条件も悪かったり、いろいろな条件が重なって、かなりバリアフリーの観点からは大変な場所になってきているんだっていう、前段がちゃんとしていけば大丈夫。きちっと書いといた方がいいと思いますね。

そろそろ時間になりつつありますが、他に御意見ございますか。

#### 【B委員】

市民委員のBでございます。今までのマスタープランのお話を伺っていて、バリアフリーっていう観点で、歩行者目線として見ていったとき、非常に理解できる場所はあるんですけども、最近ちょっと個人的にライフスタイルが変わっている部分があって、車を利用することが非常に多くなっているんですね。それで、いくつか、まちあるきをしたときの場所も含めて気づきがありました。

全般的なことを申し上げますと、調布市は非常に車が使いにくい。中心部には、いわゆる車でのアクセシビリティっていうのは非常に考えられていないっていうふうを感じる部分と、先日ありました、まちあるきのその後の気づきとしては、味スタ通りの延長から京王線をまたいで南側に行く道、そこで品川通りと交差するところは、品川通りの方を見ますと、信号機が府中側にしか、1個しかないんですね。ですから、品川通りから交差道路の方に右左折する者は問題ないんですけど、逆方向で車で向かうっていうのが非常に使いにくいです。

もう1点、品川通りには横断歩道の整備が一部ないので、府中方向に向かうある集団の方がこの交差点を斜めに横断している、朝の時間にですね。そういうのをちょっと目撃したような。10人程度の集団で横断されていまし

たけども。やはりその辺りのところが、今の特定道路の計画とずれる部分で、ギャップがそのままにまた残っていくのかなというところが少し気になる。

それから、最初のとこの話に戻りますと、1つは店舗さんのお話で恐縮なんですけど、オーケーさんの車のアクセスっていうのは国道20号線からしか入れないんですね。これはやはり、調布市の道路の接道条件が影響しているんじゃないかなというふうに私は推察するんですけども。調布の中心部を迂回しながら、20号線でオーケーさんのパーキングに入るために迂回しなければいけないっていう、進行方向によってはそういう動きがあるんですけど、そこをそういう動きで見えますと、改めて、調布市は非常に車が使いにくいところだなと思いました。

それで、先ほどの駅前広場の改修も含めて、かなり固定的に、車が使いにくいっていうことが確定していくようなまちになっていくんじゃないかというふうに思うんですけども。ここ少し質問もあるんですが、いわゆるバリアフリーマスタープラン以前に、ランドデザインとして、調布っていうのは実は車で暮らしやすいまちになるんだらうかなという、ちょっと生活者視点、歩行者の方の中心のバリアフリーっていうことに異論は全くないんですけども、やはり、車とそれから歩道が未区分のところも多々、このまちあるきでもありましたし。その辺の、混合交通共存の交通状況の中で、どういうふうに調布は変わっていくのかなというふうに、少し心配な部分も多く感じただけでございましたので、それを気付きとしてお話しさせていただきました。

以上です。

#### 【会長】

どうもありがとうございます。

調布市は、アーバンスプロールの最たるまちなので、ここで車を走りやすくするっていうのは絶望的なまちだという認識に私は立っています。したがって、できるだけ車を使わないような自分の生活スタイルを追求するのが調布市の役割なのかなというふうに思っています。そういう点からいって、改善すべき点は、安全と、それから、車を使わないでもそこそこに自分の目的

が達成できるようにという，そういう流れをつくっていくってことがとても大事かなというところだろうと思います。

台東区などは，戦前に区画整理なんかをして26%の道路率があるわけで，大体，調布市の細街路みたいなところが大量にある中で，せいぜい，4車線道路は甲州街道とかいくつかしかないのので，ここは絶望的なぐらい幹線道路が少ないんですね。そういう中での生活だということで，歩行空間なども十分得られていないので，都市基盤をこれから増やせっていうのも無理かなっていう，そういう感じがあります。

もし，役所の方で御意見あれば。

#### 【J委員】

今，Bさんの方から御指摘があったように，なかなか調布市，特に中心市街地の調布駅周辺の道路の整備状況としては，もともと京王線が東西に走っていて，また，相模原線が分岐をして南側にいったということで，線路でまちが分断をされているような状況がありました。そういったところを，地下化に合わせて，中心市街地，調布，布田，国領，新たに整備をしていこうということで。その中でも道路の整備については，もともと都市計画で決めている都市計画道路の整備で今重点的に行っているのは，調布駅の東側にある，甲州街道から品川通りまで抜ける道路ですね。こちらの方を，かなり広幅員の道路でずっと整備を進めてきていますが，そういったものを，先ほど言ったような駅前広場の整備に合わせる形で，令和7年には，甲州街道から品川通りまで，なるべくそんなに駅前広場に道路が，不要な車が入らないような，そういった計画も含めて今進めてきています。

それと併せて，道路だけではなくて，安全に歩行者の方が通行できるように，駅周辺の生活道路の部分，そういったものも併せて行う予定でいます。

特に，線路が地下に入った跡地のところを，東西方向には緑道というような形で，併せて行う予定になっていますので。なかなか全部ということは難しいんですが，段階的に，今調布駅周辺を中心に進めていますので，またいろいろ見ていただいて，何か疑問点，またこうした方がいいんじゃないかという御意見あれば，お寄せいただければと思います。よろしくお願いします。

【会長】

どうもありがとうございます。

このくらいで大丈夫ですか。皆さんもうよろしければ、このくらいで終了させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御意見ございますか。

【D委員】

私、調布市の老人クラブの者なんですけれども、今、私たちの中では、活動拠点が京王多摩川の方に変わるんじゃないかということで、大変その問題でいろいろ意見が出ております。特に、私も、京王多摩川はそんなにたくさん行ったわけじゃないんですけれども、行って見て、とてもこれは、高齢者の人たちがここを拠点に活動するということは考えられないなことを直感しました。

それで、そういう話が私たちの老人クラブの中でも出まして、調布市の方に要望をすると、適切な場所ではないという要望をするというふうなことが出ておりますけれども。そしたらその一方で、京王多摩川の、私たちが指摘していた駅のホームの問題だとか、ものすごくホームの隙間があるっていうので、私は早速ホームドアを付ける必要があるんじゃないかっていうようなことを意見でも出したんですけれども、やっぱそういう問題について、もう始まっているかのような話もちよっと聞いたんですが、京王多摩川の、私たちの実施した後にはそういう動きがあるのかどうか。

それと、2年ないし3年後には移るというような話が出ておりますけれども、それはとても難しいなというふうに感じております。老人会のほうの話で申し訳ないんですが、これから高齢者が増えていきますよね、どんどん。そうなってくると、活動拠点の変更っていうのは非常に重要な問題ですので、調布市の方はどう考えているのかなと思ったりしました。よろしく願います。

【会長】

ありがとうございます。

その問題は、ここの会議では預かり切れないところですが、市の方でその問題について、移転ということについて、もし御意見あったらお願いしたいと。

#### 【I 委員】

福祉健康部長のIでございます。御意見をいただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

今、会長からお話がありましたように、この場合はバリアフリーの検討の会議ということではありますが、総合福祉センターの移転については、今現在検討を進めている状況でございます。その過程で、今回のさまざまな計画、バリアフリーの中でも改善しなければいけないことについては、まず、福祉健康部でできること、これはもう当然意を尽くして参りたいと考えています。

それと、市全体で、道路の関係も含めて検討、対応しなければいけないこと、そして、市だけで解決できない、例えば調布警察署や京王電鉄の方にお願ひする案件について、広く協議を重ねていきたいと思っています。当然、皆様の御意見、御要望も伺いながら、調布駅をどうするのか、京王多摩川駅をどうするのか、複合的に考えていきたいと思っております。今後とも忌憚のない御意見をいただければと思っています。

以上です。

#### 【会長】

どうもありがとうございます。

この委員会は、それぞれのまちをできるだけよくしていこうという、そういうスタンスでいますので、今後どういう計画をするかは別として、その地区の問題をしっかりと捉えて、それぞれの地区をできるだけいい方向に導いていこうという会議ということで御理解をいただければと思います。

他にございますか。Gさんよろしいですか。

#### 【G 委員】

ちょっとあるんですけれども、具体的に、個人でお話ししていきたいと思

います。

### 【会長】

分かりました。ありがとうございます。じゃあ、役所に直接いろいろお話いただければと思います。

今日、全体的に見ると、駅前広場の混雑問題の中で誘導用ブロックがちゃんと敷設されているかどうかとか、それから京王多摩川の駅に、今後どういう整備にするか、福祉施設がここから移転するというお話は聞いていますが、そのために、もし移転したらこういう準備を、道路側とか、あるいは鉄道側ではやらないといけませんねっていうのがあったと思いますので。これは、こちらの委員会としては、移転が決まったら、そこに対して最大限、全力投球で、その地区の水準を上げていくっていう努力をするのがこの委員会の役割で。移転しなくなったら、それは移転しなくなった状態で考えていくっていう、そういう流れになると思います。いずれにしても、どちらにしても、地域をよくするために努力をするというのが京王多摩川の流れかなというふうに思います。

それから、FさんやHさんからいろいろ、さまざまな道路の設計の問題が出てきたと思いますが、この設計の問題については、個別的に、問題になっている箇所はできるだけ対応できるように努力を、市の方でやっていただくという流れがよろしいのかなと。その問題、個別問題が解決できないと、全体問題もなかなかうまくいかないと思いますので、そこはぜひよろしく願いしたいと思います。

それから、車がなかなか動きにくいというところで、Bさんから御意見いただきましたけれども、車でもそこそこに渋滞なく移動できるっていうのが本来の在り方で、車の使い方もうまく考えていくっていうのも。一定程度、3～4割は車で移動することもありますので、信号制御とか、駐車とか、さまざまな問題を考えていくことも、今後重要だという御指摘の一つだと受け止めておきたいと思います。

以上で、あとはその他というところに行きたいと思いますが、その他について、事務局をお願いしたいと思います。

## 閉会

---

### 【事務局】

今後の予定について報告させていただきます。

本日御意見をいただいた調布市バリアフリーマスタープラン及び基本構想（案）につきましては、所要の調整を行いまして、広く市民の皆様から御意見をいただくため、来年1月20日からパブリック・コメントを実施いたします。その後、3月を目途に策定する予定でございます。

委員の皆様におかれましては、本協議会終了後も、何かお気づきの点がございましたら、印刷等のパブリック・コメント手続の準備等もありますので、年末御多忙の折、大変恐縮ですが、12月22日までに事務局まで御連絡いただければと存じます。

次に、次回開催予定について報告させていただきます。令和3年度第3回調布市バリアフリー推進協議会は、令和4年3月24日（木）午後2時からの予定でございます。議事等の詳細がわかりましたら、早急に連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日、席上にお配りしました資料のうち、基本構想・特定事業計画の本冊につきましては、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

以上でございます。

### 【会長】

委員の皆様におかれましては、スムーズな進行に御協力いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第2回調布市バリアフリー推進協議会を終了いたします。ありがとうございました。

以 上